

＜育成医療費支給認定申請書の所得区分等に関するチェックシート(令和8年7月現在)＞

自立支援医療制度における「世帯」とは、自立支援医療を受診する方と同じ医療保険に加入している方で構成される単位をいいます。

「世帯」の所得区分は、加入している医療保険の保険料を納付している方(健康保険など被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員)の特別区民税課税状況等により区分されます。

- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護又は中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯の認定を受けていますか。
 ・受けている:「生保」に○をしてください。 ・受けていない:2へ
- 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、特別区民税(均等割か所得割のいずれか又は両方)が課税されていますか。
 ・課税されていない:3へ(特別区民税非課税証明書をご用意ください。)
 ・課税されている:4へ(特別区民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。)
- 3 自立支援医療を受診する方の保護者の収入が保護者全員それぞれ82万6千5百円以下ですか。(※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額)
 ・82万6千5百円以下:「低1」に○をしてください。 ・82万6千5百円を超える:「低2」に○をしてください。
- 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている特別区民税額(所得割のみ※)は、以下のどの金額に該当しますか。
 ・特別区民税(所得割) **3万3千円未満**:「中間1」に○をしてください。
 ・特別区民税(所得割) **23万5千円未満**:「中間2」に○をしてください。
 ・特別区民税(所得割) **23万5千円以上**:「一定以上」に○をしてください。
 ※平成24年度から適用された扶養控除の見直しについて、できるだけ影響がないよう調整を行います。
- 5 高額治療継続者(「重度かつ継続」)(下記※参照)に該当しますか。
 ・該当する:「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 ・該当しない:「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

						1割負担対象部分									
←一定所得以下→			←中間所得層→			←一定所得以上→									
保護者収入 ≤82万6千5百円 ※令和8年7月1日 より			保護者収入 >82万6千5百円 ※令和8年7月1日 より			特別区民税<3万3千 (所得割)		3万3千≤特別区民税<23万5千 (所得割)		23万5千≤特別区民税 (所得割)					
←「生保」→			←「低1」→		←「低2」→		←「中間1」→		←「中間2」→		←「一定以上」→				
生活保護 負担0円			低所得1 負担上限月額 2,500円		低所得2 負担上限月額 5,000円		中間所得 負担上限月額:医療保険の自己負担限度					一定所得以上 公費負担の対象外 医療保険の負担割合・ 負担限度額			
							育成医療の経過措置(令和9年3月31日まで) 負担上限月額 5,000円※1							負担上限月額 10,000円 ※1	
							高額治療継続者(「重度かつ継続」) 中間所得層1 負担上限月額 5,000円							中間所得層2 負担上限月額 10,000円	
							一定所得以上 (経過措置・ 令和9年3月31日まで) 負担上限月額 20,000円 ※2								

※1 特例措置延長がない場合は令和9年4月1日以降、5,000円又は10,000円の負担上限月額が廃止され、上記のとおり医療保険の自己負担限度となります。(今後変更の可能性あります)

※2 特例措置延長がない場合は令和9年4月1日以降、上記のとおり自立支援医療(育成医療)公費負担の対象外となります。

(今後変更の可能性あります)

* 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおりです。

- ① 疾病、症状等から対象となる方
 腎臓機能障がい、小腸機能障がい、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)、免疫機能障がいの方
- ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方(高額療養費支給通知書等のコピーが必要です。)
 申請前の12か月間に医療保険の高額療養費に該当する月が3回以上あった世帯の方